

議第1527号

辰口都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 3・4・5 号下開発辰口線を 3・5・5 号下開発辰口線に、3・4・7 号下徳山辰口線を 3・4・7 号緑が丘線に名称を改め、次のように変更する。
2. 都市計画道路中 3・4・4 号小松鶴来線ほか 1 路線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・5	下開発辰口線	能美市下開発町	能美市辰口町	能美市下開発町 上開発町 辰口町	約 1,700m	地表式	2 車線	9.5m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
	3・4・7	緑が丘線	能美市緑が丘 10 丁目	能美市緑が丘 2 丁目	能美市緑が丘	約 1,390m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市には、都市計画道路が 41 路線存在し、総延長は約 74.69km となっている。そのうち、辰口都市計画区域（旧辰口町）には、都市計画道路が 10 路線存在し、総延長は約 19.14km となっており、約 63.1%に相当する約 12.08km が整備済みである。

今回、辰口都市計画において、近年の社会情勢の変化に伴い、今後の道路計画を道路ネットワークや防災機能などの観点から総合的に見直した結果、未着手区間を有する 4 路線、約 4.18km（市決定を含めると 7 路線、約 6.29km）について変更を行いたい。

具体的には、3・4・4 号小松鶴来線については、幅員約 10.7m の現道が存在し、現道が交通処理及び防災上の代替機能を有することから、当該路線の廃止を行うものである。

3・4・5 号下開発辰口線については、起点である下開発町地内から市道倉重来丸線までの区間においては、沿道の土地利用状況より歩道及び停車帯を縮小し、また、両側歩道を片側歩道に変更する（総幅員 W=16m→9.5m）ものである。

同様に、市道倉重来丸線から終点である辰口町地内については、歩道及び停車帯をそれぞれ縮小する（総幅員 W=16m→12m）。また、幅員の変更に伴い、路線の名称を「3・4・5 号下開発辰口線」から「3・6・5 号下開発辰口線」に変更し、併せて車線数を 2 車線に決定するものである。

3・4・6 号出口来丸線については、東側に並行する 3・4・2 号出口湯屋線及び市道倉重来丸線が整備されたことで、交通処理等の代替が可能であることから、当該路線を廃止とするものである。

3・4・7 号下徳山辰口線については、未着手区間 L=110m において現況道路が交通処理等の機能を有しており、接続する 3・4・6 号出口来丸線も廃止を検討しているため、道路ネットワークでの必要性も低下することから、未着手区間 L=110m を削除するものである。これに伴い、終点位置の変更及び路線の名称を「3・4・7 号下徳山辰口線」から「3・4・7 号緑が丘線」に変更し、併せて車線数を 2 車線に決定するものである。